事業者配布用

**大阪府暴力団排除条例及び大阪府立病院機構発注工事等に係る**

**暴力団排除等手続要領の一部改正に伴う事業者からの「誓約書」の提出について**

公共工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、令和２年12月25日から大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則が施行されました。

これに合わせて、大阪府立病院機構（以下「機構」という。）においても、発注工事等に係る暴力団排除等手続要領を改正し、同様の取り組みを行うこととしましたので、機構が発注する全ての契約を対象として、機構と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となります。

具体的な内容は、下記のとおりです。

記

**１　対　象**　　　　機構と工事等の契約を締結し、契約書を作成する契約の元請負人及び全ての下請負人等（施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を除く。ただし、機構が提出を求める場合は必要）

**２　様　式**別　紙（元請負人用、下請負人用）

**３　提出期限**

・　元請負人は、落札決定後速やかに機構の契約担当者に提出

・　下請負人等については、当該下請契約等を締結する前に、元請負人を通じて誓約書を機構へ提出

**４　誓約書の内容に違反した場合に対する措置**

・　当該契約を解除して、違約金を徴収

・　元請負人と当該下請負人等に係る当該契約の解除を求めるものとし、当該契約が解除されない場合は、当該元請負人との契約を解除して、違約金を徴収

**５　誓約書を提出しない場合に対する措置**

・　元請負人が誓約書を提出しない場合は、当該契約を締結しない。

・　元請負人及び下請負人は、誓約書を提出しない者と下請契約を締結してはならない。

・　機構の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等が誓約書を提出しない場合（当該入札参加資格者の下請負人等が提出しない場合を含む。）は、３カ月の入札参加停止

**６　誓約書違反の措置を適用する範囲**

・　誓約書の内容に違反した事実が契約期間中に発生した場合（改善された事実があっても措置する。）

・　誓約書の内容に違反した事実が契約締結前に発生していた場合（ただし、契約までに改善された場合は措置しない。）

**７　施行日**令和７年５月14日

**（参考）**

**大阪府立病院機構入札参加停止要綱（抜粋）**

|  |
| --- |
| **第５条**入札参加資格者が、大阪府から入札参加停止の措置を受けた場合又は大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則に基づく入札参加除外者及び誓約書違反者として指定された場合は、当該措置を機構にも適用するものとする。 |

**大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領（抜粋）**

|  |
| --- |
| **２　定義**  この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  （１）**下請負人等**  ①　下請負人（機構発注工事等に係るすべての請負人又は受託者（元請負人を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。）  ②　元請負人又は下請負人と機構発注工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）  **３　一般競争入札、指名競争入札及び随意契約からの排除**  契約責任者は、次に掲げる者を一般競争入札及び指名競争入札に参加するために必要な資格を与えないものとするとともに、随意契約の相手方としてはならない。  （１）暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者及び同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者  （２）入札参加資格の有無にかかわらず、大阪府又は大阪府警察本部から暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報に係る事業者  **５　誓約書の徴収等**  契約責任者は、機構発注工事等の相手方に対し、当該機構発注工事等の相手方及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書をそれぞれから徴収し、機構に提出するよう求めるものとする。ただし、契約規程第24条の規定により契約書の作成を省略する場合は、この限りでない。  なお、当該誓約書の提出がない場合、契約責任者はその相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。 |

**大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則**

**第三条第１項各号に該当する者**

|  |
| --- |
| ①　暴力団員  ②　自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者  ③　暴力団の威力を利用する目的などで、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者  ④　暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動・運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者  ⑤　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者  ⑥　役員等（事実上、経営に参加している者を含む。）が①から⑤までのいずれかに該当する事業者  ⑦　①から⑥のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、大阪府が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者 |

**大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（抜粋）**

|  |
| --- |
| **第３条**知事は、入札参加資格者及び公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者（以下これらを「入札参加資格者等」という。）が、第三条第１項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札参加資格者等を公共工事等から排除する者（以下「入札参加除外者」という。）として指定するものとする。  **第９条**知事は、（略）誓約書を提出した元請負人及び下請負人等について、第三条第１項各号のいずれか該当すると認めるとき（入札参加除外者は除く）は、誓約書に違反した者（以下「誓約書違反者」という。）として指定するものとする。 |

（元請負人用）

事　業　名：　スポットチェックモニタ一式の購入契約

**誓　約　書**

大阪府立病院機構（以下「機構」という。）が大阪府暴力団排除条例の趣旨に則り、大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領（以下「要領」という。）に基づき、機構が発注する工事等（以下「機構発注工事等」という。）により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

１　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項各号のいずれにも該当しません。

２　機構から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。

３　本誓約書及び役員名簿等を機構から大阪府及び大阪府警察本部に提供されることに同意します。

４　要領２（１）①に規定する下請負人を使用する場合は、下請負人から誓約書を徴し、当該誓約書を機構に提出します。また、要領２（１）②の資材業者等の誓約書についても、機構から求められたときは、提出します。

５　要領２（１）の下請負人等が暴力団排除措置規則に基づく入札参加除外者又は誓約書違反者と指定された場合、下請負に係る契約等を解除するものとします。

　大阪国際がんセンター　総長　様

　　　年　月　日

・所在地

・事業者名

・代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（契約書に押印する印鑑と同一印）

・代表者の生年月日　　　　　　　　　　年　　月　　日

■今後とも、暴力団と一切関係を持ちません。　　　　　　　　　　　　はい　・　いいえ

■暴力団排除に取り組みます。府の暴力団排除の施策に協力します。　　はい　・　いいえ

■暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、入札参加除外者の指定を受け公表され、また、この契約を解除され、違約金を徴収されても異議ありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　はい　・　いいえ

（裏面も確認してください。）

**暴力団追放**

基本的な心構え（暴力団追放３ない運動 ＋ １）

暴力団を追放するためには、次の４点を基本的心構えとしてください。

**１　暴力団を恐れない**

「暴力団員は凶暴で何をするか分からない」という恐怖感があります。  
　しかし、彼らは暴力をふるうために企業を訪ねて来るのではなく、金を得ることがその目的です。  
　その目的達成のため、暴力団は怖いというイメージをフルに利用し、しかも暴行・脅迫等にならないよう、つまり警察に捕まらないよう細心の注意を払いつつ不当な要求をしてくるのです。  
　要は、暴力団の本質を理解し、必要以上に恐れず、彼らの要求を冷静に聞き、毅然とした態度で対応することが大切です。

**２　暴力団に金を出さない**

暴力団員の不当要求の手口は、威圧的な態度を示して、応対者を困惑させ、支払わざるを得ない心理状態に陥れることが多いのです。応対者に一刻も早くこの場を収めたいという気持ちにさせ、金を得るのが彼らの常套手段です。こうして支払われた金が、暴力団を肥やし育て、新たな被害者を生むことになります。  
　そして、支払われた金は、決して物事の解決にはつながりません。それどころか「この企業（個人）は金になる」との印象を与え、更なる要求へ、また、その情報は彼らの組織を通じ他の暴力団等へと流れる結果となります。  
　そのようなことにならないためにも、不当な要求には断じて応じないという姿勢を示し、彼らにこの相手はアタックしても無駄だと思い知らしめることが重要です。

**３　暴力団を利用しない**

　暴力団は、自分の利益のみを考えています。  
　時には、暴力団を利用した人と暴力団の利害が一致し、一時的には良い結果が得られたとしても、後日彼らは、利用者からも約束以上の金を巻き上げるため、あの手この手でやってきます。  
　現実に、「暴力団を利用した結果弱みをつかまれ、逆にその暴力団に多額の金を支払わざるをえなかった」という事例も見られます。  
　暴力団の利用については、暴力団対策法では、「何人も指定暴力団員に暴力的要求行為を依頼してはならない」と規定し、利用した人も規制・取締りの対象となります。

**４　暴力団と「交際しない」**

交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてきます。

● 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。

●　暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

　（公益財団法人　大阪府暴力追放推進センター　ＨＰ　より）